

三月三十一日
 三月三十一日
 三月三十一日
 三月三十一日
 三月三十一日

御覽に申上るに

（第一回）牛乳製造業に關する労働争議の件は、労働組合の主張を認め、労働条件の改善を命じられた。これは、労働者の権利を保護するに資するものである。労働者は、労働条件の改善を求め、労働組合を組織し、労働争議を提起する権利を有する。労働者は、労働条件の改善を求め、労働組合を組織し、労働争議を提起する権利を有する。労働者は、労働条件の改善を求め、労働組合を組織し、労働争議を提起する権利を有する。

（第二回）労働争議の件は、労働組合の主張を認め、労働条件の改善を命じられた。これは、労働者の権利を保護するに資するものである。労働者は、労働条件の改善を求め、労働組合を組織し、労働争議を提起する権利を有する。労働者は、労働条件の改善を求め、労働組合を組織し、労働争議を提起する権利を有する。労働者は、労働条件の改善を求め、労働組合を組織し、労働争議を提起する権利を有する。



73
 352

勞秘第二五號

昭和四年一月十日

警視總監 宮田光雄



内務大臣 望月圭介 殿
 社會局長 官 殿
 東京地方裁判所 檢事正 殿
 京都、大阪各府知事 殿

キレ紙堀内製紙株式會社、勞働争議ニ
 関スル件 (第八報)

要旨……争議團の遂日氣勢揚々ナルに及ニ合社、態度強硬ニシテ有利解決、見込ナ